

第 1 章 事業者の名称

1.1 事業者の氏名および住所

名 称：泉南市

代表者：泉南市長 向井 通彦

住 所：大阪府泉南市樽井 1 丁目 1 番 1 号

第2章 事業の概要

2.1 事業の名称

(仮称) 泉南阪南共立火葬場整備事業

2.2 事業の位置

泉南市信達市場地内

2.3 事業の目的

近年、火葬場整備の技術水準は著しく向上し、ばい煙、悪臭、騒音等に対する周辺住民の苦情は少なくなっているが、新火葬場の建設にあたっては、十分な環境保全対策を講じることにより、周辺地域に対して、より環境負荷の少ない施設の建設に万全を期する計画である。

火葬場は、「大阪府環境影響評価条例」等における対象事業には該当せず、計画・建設にあたって条例上の環境アセスメントの手続きは必要ではないが、周辺地域の住民の方々に安心していただける施設の建設を目指して、自主的に施設供用に伴う環境影響を予測し、環境保全対策の一助として資することを目的とする。

2.4 事業の内容

2.4.1 事業の種類

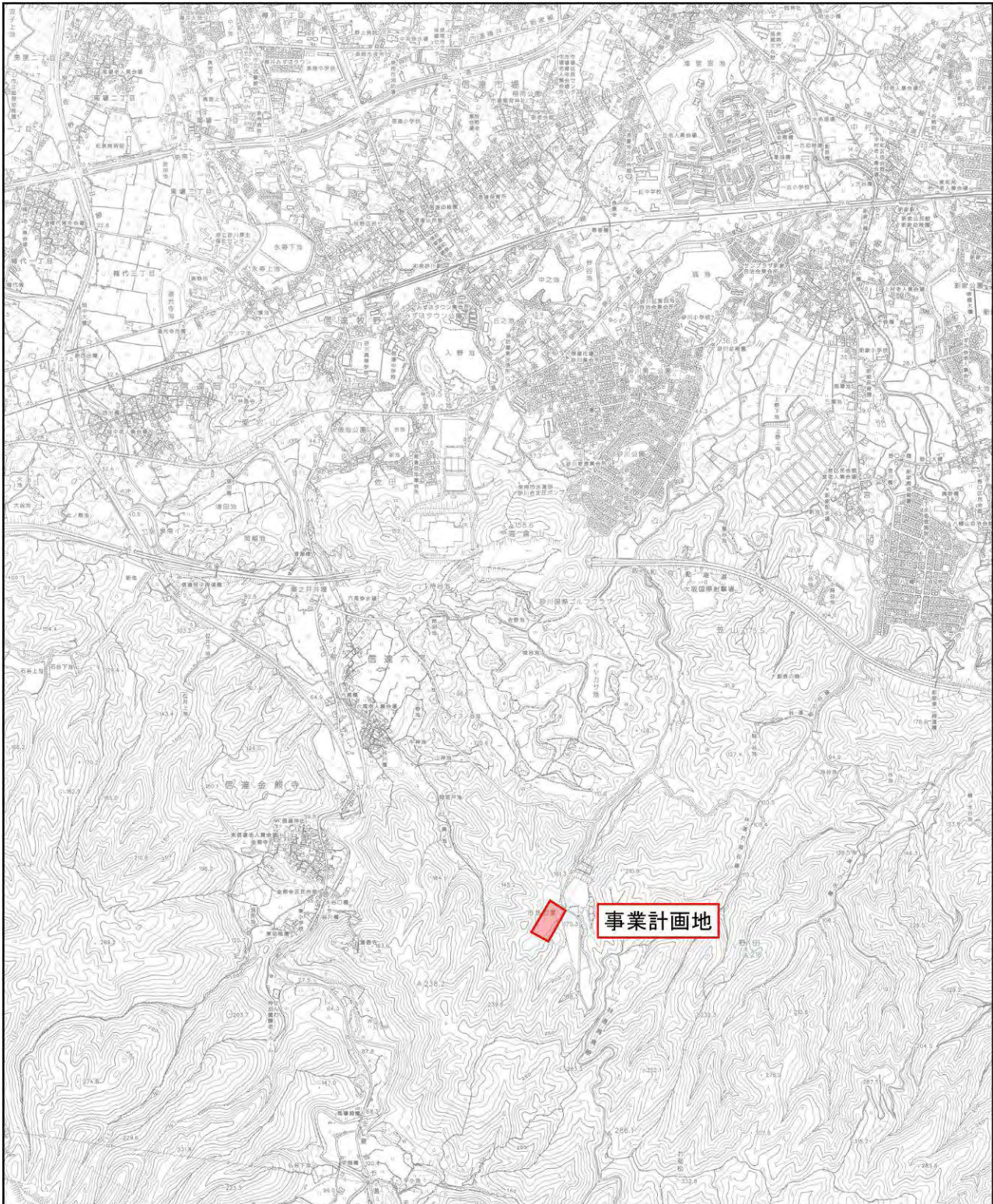
火葬場整備事業（以下、「対象事業」という。）

2.4.2 事業の実施される区域


対象事業の実施される区域（以下「対象事業実施区域」という。）は、泉南市信達市場地内であり、レクリエーション施設「市民の里」南部の斜面に位置する。

対象事業実施区域の北側には阪和自動車道を隔てて住宅地があり、西側には主要地方道泉佐野岩出線が通っている。東側および南側は山林が広がっており、山を隔てて東側は泉佐野市と、南側は和歌山県岩出市とそれぞれ隣接している。

対象事業実施区域は図 2.4.1 に示すとおりである。



凡例

 : 事業計画地



1 : 25,000

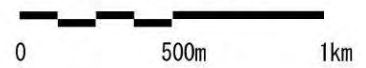


图 2.4.1 対象事業実施区域

2.4.3 事業計画の内容

(1) 施設の概要

対象事業の施設計画の概要は表 2.4.1 に示すとおりである。

表 2.4.1 施設計画の概要

| 項目 | 内容 |
|--------|-----------------------------|
| 位置 | 泉南市信達市場地内 |
| 敷地面積 | 約 7,800m ² |
| 延床面積 | 約 3,000m ² |
| 用途 | 火葬場（人体炉 5 基＋予備 1 基＋動物炉 1 基） |
| 施設稼働日数 | 364 日 |
| 駐車台数 | 43 台（乗用車 38 台、マイクロバス 5 台） |
| 供用開始年度 | 平成 28 年度（予定） |

(2) 設備計画

設備計画の概要は表 2.4.2 に示すとおりである。

表 2.4.2 設備計画

| 項目 | 内容 |
|----------|-----------------|
| 使用燃料 | 石油（白灯油） |
| 排気ガス処理方式 | バグフィルター方式 |
| 排気方式 | 2 炉 1 系列の強制排気方式 |

(3) 交通計画

1日当たりの計画車両台数は、供用開始後における年間の火葬件数および既存施設における一会葬当たりの平均台数を考慮して算出し表2.4.3に示すとおりである。

表 2.4.3 1日当たりの計画車両台数

| 車両の種別 | 台数 |
|------------|----------------|
| 会葬者用車両 | 40台 (4台×5基×2回) |
| 会葬者用マイクロバス | 10台 (1台×5基×2回) |
| 業務用車両 | 7台 |
| 職員用車両 | 5台 |
| 合計 | 62台 |

(4) 駐車場計画

交通計画に基づき、表2.4.4に示す台数分の駐車場を設置する計画である。

表 2.4.4 駐車場計画

| 車両の種別 | 台数 |
|------------|-----------------------|
| 会葬者用車両 | 20台 (4台×5基) |
| 会葬者用マイクロバス | 5台 (1台×5基) |
| 業務用車両 | 7台 |
| 職員用車両 | 5台 |
| 予備スペース | 6台 |
| 合計 | 43台 (乗用車38台、マイクロバス5台) |

(5) 緑化計画

対象事業実施区域の北側にはレクリエーション施設「市民の森」が存在するため、両者の間を緩衝緑地として整備し、緑化に努める計画である。

2.4.4 環境保全対策

施設の供用にあたっては、以下に示す環境保全に関する措置を講じる計画である。

(1) 大気環境

- ・再燃焼室、バグフィルター等の公害防止設備の設置により、火葬炉から発生する大気汚染物質、悪臭物質の排出を抑制し、周辺環境への影響を最小限にとどめるように配慮する。
- ・設備機器は定期的かつ適切な維持管理を図り、設備の性能維持に努める。
- ・炉室と炉前ホールを区切り、必要時以外は閉め切って外気との接触を最小限にする等の対策を行うことにより、炉室内臭気が施設外に漏洩することのないように努める。
- ・施設の稼働に伴い発生する焼却残渣、飛灰等は、適切に処理を行う。
- ・ビニール、プラスチック、油脂類等の副葬品の自粛をお願いすることにより、ダイオキシン類の発生抑制に努める。

(2) 植物

- ・対象事業実施区域には可能な限り植栽を施し、周辺環境への配慮に努める。

(3) 景観

- ・「市民の里」でレクリエーションを楽しむ住民が違和感を覚えぬよう、施設と「市民の森」の間を緩衝緑地として整備する。
- ・大阪湾への眺望を生かせるよう、建物の配置や待合ゾーンの位置を工夫する。

2.4.5 公害防止目標

周辺環境への影響を最小限にとどめるため、表 2.4.5 に示すとおり公害防止目標を設定し、その達成と維持に努めるものとする。

表 2.4.5 公害防止目標

| 項 目 | | ガイドライン値 | 自主規制値 |
|---------|--------------|-----------------------------|------------------------------|
| 排出ガス | ばいじん | 0.03 g/Nm ³ 以下 | 0.01 g/Nm ³ 以下 |
| | 硫黄酸化物 | 30 ppm 以下 | 30 ppm 以下 |
| | 窒素酸化物 | 250 ppm 以下 | 250 ppm 以下 |
| | 塩化水素 | 50 ppm 以下 | 50 ppm 以下 |
| | 一酸化炭素 | 30 ppm 以下 ^{注2)} | 30 ppm 以下 |
| | ダイオキシン類 | 1 ng-TEQ/m ³ 以下 | 0.1 ng-TEQ/m ³ 以下 |
| 悪臭物質濃度 | アンモニア | 1 ppm 以下 | 1 ppm 以下 |
| | メチルメルカプタン | 0.002 ppm 以下 | 0.002 ppm 以下 |
| | 硫化水素 | 0.02 ppm 以下 | 0.02 ppm 以下 |
| | 硫化メチル | 0.01 ppm 以下 | 0.01 ppm 以下 |
| | 二硫化メチル | 0.009 ppm 以下 | 0.009 ppm 以下 |
| | トリメチルアミン | 0.005 ppm 以下 | 0.005 ppm 以下 |
| | アセトアルデヒド | 0.05 ppm 以下 | 0.05 ppm 以下 |
| | プロピオンアルデヒド | 0.05 ppm 以下 ^{注3)} | 0.05 ppm 以下 |
| | ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 ppm 以下 ^{注3)} | 0.009 ppm 以下 |
| | イソブチルアルデヒド | 0.02 ppm 以下 ^{注3)} | 0.02 ppm 以下 |
| | ノルマルバレルアルデヒド | 0.009 ppm 以下 ^{注3)} | 0.009 ppm 以下 |
| | イソバレルアルデヒド | 0.003 ppm 以下 ^{注3)} | 0.003 ppm 以下 |
| | イソブタノール | 0.9 ppm 以下 ^{注3)} | 0.9 ppm 以下 |
| | 酢酸エチル | 3 ppm 以下 ^{注3)} | 3 ppm 以下 |
| | メチルイソブチルケトン | 1 ppm 以下 ^{注3)} | 1 ppm 以下 |
| | トルエン | 10 ppm 以下 ^{注3)} | 10 ppm 以下 |
| | スチレン | 0.4 ppm 以下 | 0.4 ppm 以下 |
| | キシレン | 1 ppm 以下 ^{注3)} | 1 ppm 以下 |
| | プロピオン酸 | 0.03 ppm 以下 | 0.03 ppm 以下 |
| | ノルマル酪酸 | 0.001 ppm 以下 | 0.001 ppm 以下 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009ppm 以下 | 0.0009ppm 以下 | |
| イソ吉草酸 | 0.001 ppm 以下 | 0.001 ppm 以下 | |
| 臭気濃度 | 排気筒出口における値 | 1000 以下 | 250 以下 |
| | 敷地境界における値 | 10 以下 | 10 以下 |
| 騒音 | 炉前ホール | 60dB 以下 | 60dB 以下 |
| | 敷地境界 | 50dB 以下 | 50dB 以下 |

出典：ダイオキシン類濃度は「火葬場から排出されるダイオキシン類削減指針（平成 12 年 3 月 厚生省生活衛生局）」、その他の数値は「火葬炉設備の選定にかかるガイドライン作成に関する研究（平成 2 年度厚生行政科学研究）」による。

注 1) 大気汚染防止法では酸素濃度 12%換算で各種有害物質濃度を表示するが、ガイドラインでは注釈は除き酸素換算を行っていない値である。

注 2) 火葬場の建設・維持管理マニュアル（特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会編）による。

注 3) 悪臭防止法による敷地境界線における規制基準値を排気筒出口における値と定めたもの。

2.4.6 環境保全目標

対象事業実施区域周辺における環境保全の観点から、表 2.4.6 に示すとおり環境保全目標を設定し、可能な限り周辺環境への負荷を低減するよう努めるものとする。なお環境保全目標値は、環境基準が設定されている項目に関してはその値とし、環境基準が設定されていない項目については指針値、規制基準値等を参照した。

表 2.4.6 環境保全目標

| 項 目 | | 環境保全目標値 |
|---------|--------|---|
| 二酸化硫黄 | 長期平均濃度 | 日平均値の年間 2%除外値が 0.04ppm 以下 |
| | 短期平均濃度 | 1 時間値が 0.1ppm 以下 |
| 二酸化窒素 | 長期平均濃度 | 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下 |
| | 短期平均濃度 | 1 時間値が 0.2ppm 以下 ^{注 1)} |
| 浮遊粒子状物質 | 長期平均濃度 | 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下 |
| | 短期平均濃度 | 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下 |
| ダイオキシン類 | 長期平均濃度 | 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 |
| 臭気指数 | | 10 以下 ^{注 2)} |
| 騒音レベル | | 55dB 以下 ^{注 3)} |
| 振動レベル | | 60dB 以下 ^{注 4)} |

注 1) 「二酸化窒素に係る環境基準の改定について (昭和 53 年 7 月 環大企第 262 号)」

注 2) 「火葬炉設備の選定にかかるガイドライン作成に関する研究 (平成 2 年度厚生行政科学研究)」

注 3) 「騒音規制法に基づく指定地域の騒音規制基準 (平成 22 年 9 月 24 日 泉南市告示第 78 号)」に示された昼間の規制基準値。

注 4) 「振動規制法に基づく規制基準の設定 (平成 22 年 9 月 24 日 泉南市告示第 72 号)」に示された昼間の規制基準値。